

市役所本庁舎

3月の休日開庁
3月13日(日)
 年度末・年度始めの臨時開庁
3月27日(日)・4月3日(日)

◎休日開庁と臨時開庁は、時間および取り扱い業務が異なりますので、ご注意ください。

休日開庁
3月13日(日)
 午前8時30分～午後0時30分

【取扱業務/担当課】
 転入・転出・転居等による異動届の受付、印鑑登録、各種証明発行、住基カードの申請および交付(電子証明書不可) / 市役所1階市民課 ☎2998-9087
 国民健康保険・国民年金の手続き / 市役所1階国民年金課 ☎2998-9095
 (年金担当) ☎2998-9061 (共通)

臨時開庁
3月27日(日)
4月3日(日)
 午前8時30分～午後5時

転入・転出等が集中する3月下旬と4月上旬の日曜日に、住所異動届出などの手続きの臨時受付を行います。



【取扱業務/担当課】
 転入・転出・転居等による異動届の受付、印鑑登録、各種証明発行、住基カードの申請および交付(電子証明書不可) / 市役所1階市民課 ☎2998-9087
 国民健康保険・国民年金の手続き / 市役所1階国民年金課 ☎2998-9131 (健康保険

担当) ▼2998-9095
 (年金担当) ☎2998-9061 (共通)
 61 (共通)

介護保険の申請 / 市役所1階介護保険課 ☎2998-9420
 2998-9410
 子ども手当・児童扶養手当・子ども医療費・ひとり親家庭等の医療費の助成の手続き / 市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124
 2998-9035
 新入学・転入学の手続き / 市役所1階(特設窓口) 学校教育課 ☎2998-9238
 2998-9078
 8-9167

【休日開庁・臨時開庁の共通注意事項】
 業務等の詳細は、各担当課へお問い合わせください。
 出張所等の窓口は開設しません。受け付けできる業務は限定されます。来庁される際には、事前に電話などで確認のうえお越しください。
 日曜日に休業の関係機関への問い合わせが必要な業務は、手続きができないことがあります。ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。
 4月3日(日)は期日前投票日のため、駐車場の混雑が予想されます。

転入・転出等の届出、各種証明書等の申請の際には、本人確認をさせていただきます。

印鑑登録制度のご案内

☎市役所1階市民課 ☎2998-9087
 ☎2998-9061

印鑑登録は、個人の印鑑を公に登録印として証明する重要な手続きです。そのため、印鑑登録の手続きや印鑑登録証明書の交付については慎重に行っています。

登録できる方 ▶所沢市の住民基本台帳に記録されている方 ▶所沢市の外国人登録原票に登録されている方
 ◎15歳未満の方と成年被後見人の方は登録できません。

登録できる印鑑 注文で作ったもの(印影の大きさは8~25mm)
 ◎氏または名の印鑑でも登録できます。

登録できない印鑑 ▶機械で大量に作られたもの(認印等) ▶変形しやすいもの(ゴム・合成樹脂製等) ▶キズがあるものや外枠がないもの ▶本人の氏名であると判断できないもの ▶装飾の施されたもの ▶氏名以外の文字や、記号の入ったもの ▶逆さ彫りのもの

手続きの方法 下図「印鑑登録の方法」を参照

印鑑登録ができる場所 市役所1階市民課、各出張所※(正午～午後1時を除く)。なお、所沢駅・狭山ヶ丘サービスコーナーでは登録できません。

印鑑登録証の交付 印鑑登録完了後、印鑑登録証(カード)を交付
 ◎印鑑登録証明書は、市民課、各出張所※、所沢駅・狭山ヶ丘サービスコーナーで発行します(一通200円)。

注意事項 ▶印鑑登録証明書の交付を申請するには印鑑登録証を必ずお持ちのうえ、交付申請書に必要事項を正確に記入してください。▶印鑑登録証がない場合は印鑑登録証明書は交付できません。▶印鑑登録証は登録印と同様に、ご本人が大切に保管してください。
 ◎詳細は、市HP(「印鑑登録申請」で検索)でご覧になれます。
 ※各出張所は4月1日(金)から、出張所と公民館を統合した「まちづくりセンター」(本号4頁参照)となります。

印鑑登録の方法

